

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起休日に当たるときは、翌日)

鳥取県規則第三十六号

敬老年金助成条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、敬老年金助成条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第六号。以下「条例」という。）第三条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の額)

第二条 補助金の額は、条例第三条に規定する高齢者一人につき一月千円で計算した額の二分の一に相当する額とする。

(補助金の交付の申請)

第三条 補助金の交付の申請をしようとする市町村長は、敬老年金補助金交付申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添附して知事に提出しなければならない。

一 敬老年金補助所要額調書（様式第一号）

二 当該敬老年金支給事業に係る歳入歳出予算を証する書面

(補助金の交付の方法)

第四条 知事は、毎年一月、五月及び九月の三期に、概算払の方法により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の請求)

第五条 補助金の交付の請求をしようとする市町村長は、敬老年金補助金概算（精算）交付請求書（様式第三号）に次に掲げる書類を添附して知事に提出しなければならない。

一 交付決定通知書の写し

二 敬老年金補助金受入額調書（様式第四号）

敬老年金助成条例施行規則をここに公布する。

昭和四十七年四月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

(実績報告)

様式第1号

番 号

敬老年金補助金交付申請書

職 氏 名 殿

第六条 補助金の交付を受けた市町村長は、会計年度が終了したときは、直ちに敬老年金支給事業実績報告書（様式第五号）を作成し、四月一日までに当該敬老年金支給事業に係る歳入歳出決算の見込書を添附して知事に提出しなければならない。

（鳥取県補助金等交付規則との関係）

第七条 補助金の交付につきては、この規則に定めるもののほか、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第一十一號。第十三条、第十四条及び第十五条第一項の規定を除く。）の定めるところによる。

附 則

年 月 日

市町村長 氏 名 団

記

交付申請額 円

- 1 この規則は、昭和四十七年五月一日から施行する。
- 2 （昭和四十七年度分の予算に係る補助金の交付の特例）昭和四十七年度分の予算に係る補助金の交付については、第四条中「一月、五月及び九月」とあるのは、「四月、八月及び十一月」と読み替えるものとする。

添附書類

- 1 敬老年金補助所要額調書
- 2 敬老年金支給事業に係る歳入歳出予算を証する書面

00401

第4834号 (第三種郵便物認可)

3 昭和47年4月21日 金曜日

報 告 申 請

様式第2号

敬老年金補助所要額調査書

年 度

市町村名

1 敬老年金補助所要額

敬老年金補助基本額(1,000円 ×支給対象高齢者延人員) (人)	補助所要額(イ× $\frac{1}{2}$) (口)	備 考
円	円	円

年 月 日

市町村長 氏

名 団

交付請求額

円

記

添附書類

1 交付決定通知書の写し

2 敬老年金補助金受入額調査書

様式第3号

敬老年金補助金概算(精算)交付請求書

年 月 日付受 第 号をもつて交付決定通知のあ

つた敬老年金補助金を下記のとおり請求します。

敬老年金補助金受入額調書(月分まで)

敬老年金支給事業実績報告書

職 氏 名 殿

市町村名

敬老年金助成条例施行規則第6条の規定に基づき、年度における事業実績を次のとおり報告します。

年 月 日

市町村長 氏 名 団

記

交付決定額 累計 (ア)	前回までの 受入額 (イ)	今回請求額 (マーカイ) (ウ)	残高 (エ)	備考
円	円	円	円	

敬老年金 支給人員	敬老年金 支出額 (イ)	敬老年金 補助額 (ウ)	補助所要額 (イ× $\frac{1}{2}$) (ウ)	補助金受 入額 (エ)	差引過不 足額 (ウ-エ) (エ)	備考
実人員	人	円	円	円	円	
延人員	人					

添附書類

敬老年金支給事業に係る歳入歳出決算の見込書

告示

鳥取県告示第三百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井上福子	鳥医第一、六六九号	昭和四十七年四月七日
渡辺玲子	" 一、六七〇号	"
田中清	" 一、六七一号	昭和四十七年四月十日
中塚嘉津江	" 一、六七二号	"
武田倬	" 一、六七三号	"
蓮尾春輝	" 一、六七四号	"

昭和四十七年四月二十一日
鳥取県知事 石破二朗
一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字田後字金山二一九一（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十一日

鳥取県知事 石破二郎

一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字田後字才谷西側三九一四

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第三百十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山一四四一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百一十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字印賀字道ノ子山三五一三 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百一十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市栗尾字白山五六三一二 (次の図に示す部分に限る。)

二(一) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三(一) 解除の理由

林道敷地とするため

二(二) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市栗尾字小箱谷奥五九〇一七 (次の図に示す部分に限る。)

二(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三(二) 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規

定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和47年4月21日

1 期日及び場所

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和47年5月30日（火曜日）午前10時から午後3時まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

（1）筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

（2）実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて所轄保健所長を経由して知事に提出すること。

（1）履歴書

（2）戸籍抄本

（3）写真（申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の合紙のないもの）2枚

（4）精神病者若しくは麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又はおし、つんぼ、盲若しくは色盲でないことを証する医師の證明書

4 受験手数料及びその納付方法

（1）受験手数料 500円

（2）納付方法

（1）に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはりつけること。この場合消印しないこと。

5 受験申請書の提出期限

昭和47年5月15日まで

正 認

體

昭和四十六年九月鳥取県知事第748号（昭安林序定機械之件）
其次の廻版に記載のやうに、記出ある。

正 認 に 認

正 大 十 九 四 論
中 ト 田 及び佐治本役場 佐治村役場及び津口町役場

米子

昭和四十七年三月鳥取県告示第二百三十七号（字の区域を新たに画し、
変更し、及び廃止する旨の届出について）中次の箇所に誤りがあつたので、
訂正する。

十四 段 誤 上 大字島字南式町田

正 大字亀谷字南式町田